



われたが、震災前から予定していた職員の削減が東京電力の事故によってできずに逆に増えた状況になったため、本来であれば削減できたはずの人員費分を請求している。原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に和解を求めているが、減る見込み分と実際減らなかった分の差、具体的には34名分で8,000万円強であるが、これが和解の中で判断が示されずに支払われなかったため、和解で決着がつかなかったその部分を訴訟により求める内容である。

古市三久委員

和解する際、東京電力の判断でその部分を除外したのか。県はそれに対して何か言うことはできなかったのか。

財政課長

説明が不十分で申し訳ない。

和解については、県は東京電力が支払わなかった分の支払いをADRセンターに申し立て、ADRセンターは本県と東京電力の言い分を聞いた上で判断するが、今回はADRセンターが判断せず、この件は除くとされた。県としては実際に損害が出ていることを主張したが、東京電力は因果関係はないとして一貫して支払わないとの主張であり、ADRセンターが判断を示さなかったため、訴訟の形で裁判所に訴えるものである。

古市三久委員

ADRセンターに異議申立てをしなかったのか、それとも認められなかったのか。

財政課長

ADRセンターには本県の考えを申し立てたが、ADRセンターは認めるも認めないも判断せず、決着がつかなかった。

古市三久委員

そのようなことではADRセンターの役割は果たせないと思う。ADRセンターの問題はこれに限らず一般の賠償でも多数提起されており、本会議でも議論になっている。県はきちんと行っていると答弁していたが、実際この問題でも役割が果たせていない。

つまり、東京電力の事故がなければ職員を削減できたが、事故により業務量が増えて削減ができなくなったのだから賠償に該当するというのが県の見解である。

それがADRセンターで認められないと言われて引き下がることは問題だと思うし、ADRセンターも役割を果たしていないと思う。訴訟も一つの方法だが、訴訟の前段の県の対応の仕方に問題があったと思うし、ADRセンターの在り方も非常に問題だと思う。

県全体で県民や県のためになるようなADRセンターにしていかなければ、このような問題がずっと続いていく。

この次の問題もそうである。先ほど超過勤務手当の話があり、その手当は認められたがこちらは認められなかった。何が違うのか。

ADRセンターの問題は県全体の問題として取り組む必要があると思うが、部長はどう考えるか。

総務部長

ADRセンターが実態として機能しているのか、そうでなければどうするのかとの問いであるが、ADRは訴訟外の手続であり、制度上強制力を持つものではない。そのような前提とはいえ、我々としてはADRセンターが示した和解案に納得できないことが実際にあり、今回がまさにそのケースである。最終的に我々の異議を通すためにはどうすればよいかを考えたときに、裁判外手続から裁判手続に移るしかないというのが今回の判断である。

さらに、市町村も似たようなケースを抱えており、県としては、続く市町村にもこのような手続において解決の道があることを示すため、訴えの提起に至ったものである。

古市三久委員

言っていることは分かるが、ADRはそのような損害賠償を速やかに進めるためにつくられたものである。ただ、法的な問題等で不十分な点もあり、それは本会議や国会等でも議論されてきた経過がある。事故の当事者である県や県民が阻害された仕組みになっている。その意味で、県はADRセンターに対し、県民が安心してADRに任せ、その結果賠償額

がきちんと戻ってくるようなADRにしていく役割がある。訴訟をすればよいとの問題ではないと思う。

訴訟は訴訟として解決するが、それだけでなくADRセンターの機能をきちんとしていくことも必要だと思う。県の中で情報を共有し、しっかり取り組むよう要望とする。

訴えの提起と、調停の申立ての違いは何か。

財政課長

超過勤務手当等については、東京電力に県の負担分を直接請求したが、東京電力は支払わないとのことであり、我々は不服であるためADRセンターに申し立てた結果、和解の案が出て平成23～25年度分は支払われた。私としては、ADRで認められたのだからそれを前例に東京電力に支払ってもらおうとの考えで請求したが、東京電力の考え方は和解は制度上1件ごとで拘束力がないとのことであり、直接請求分が支払われていないため、今回、東京電力から支払えないと言われている3か年分の超過勤務手当等と一括して、引き続きADRセンターに申し立てる内容である。

古市三久委員

順序立てて請求していくことは理解した。最終的にADRで認められなかった場合は、これも訴訟することを考えているのか。

財政課長

訴訟も一つの選択肢であると思うが、我々はこれまでADRセンターで認められたものと同じような対象であるため、まずはADRセンターで早期に決着するよう努力する。

その上で、万が一認められないことがあれば、訴訟も含めてあらゆる方法を考えて支払ってもらおうよう努めていく。

古市三久委員

部長の答弁にもあったが、各市町村でも同様の問題を抱えているため、県が突破口を開き、ADRではじかれている県内の自治体や県民の問題が少しでも前進するような取組を強く願う。

吉田英策委員

関連で聞く。人員削減をしようというときに原発事故が起き、それができなかったことによる損害とのことで、私は人員削減自体問題だと思っはいるが、昨日、仙台高裁が国の東京電力の事故原因について明確に責任ありと踏み込んだ判決を出した。やはりこの被害については東京電力にきちんと責任を持ってもらうとの立場で訴えを進めていくことが必要だと思う。

そこで、(3)の方針の中で、県は判決が出るまでの期間をどの程度と想定しているか。このような裁判はどの程度の時間がかかるものか。

財政課長

議決後速やかに訴えを提起する。代理人の契約を結び提起するため10月中あるいは11月早々にも訴える。我々もこれに先立ち弁護士事務所とかなり打合せをしており、どのような訴訟をするか考えている。自治体が東京電力に対して訴訟することは私が承知している中ではなく、期間については弁護士も明確には言えないのが実態である。1、2か月という短時間で結論が出るものではないと聞いているが、現段階ではなかなか答弁はできないことを容赦願う。

吉田英策委員

これまで全国で行われている裁判も長期になっているため、この裁判も長期になることが想定されると思う。

そこで訴えの提起の2(3)イに第1審判決の結果、不服であれば上訴するとある。やはり県が東京電力に対しきちんと責任を果たさせるためにも、取下げなどないように最後まで県民の立場で求めるべきと思うが、考えを聞く。

財政課長

(3)訴訟遂行の方針について、今回訴えを提起したことに対しどのような判決が示されるかは全く想定できないため、イとウであらゆる可能性についてあらかじめ議決を願い、判決に従って法律的な解釈、その他総合的に勘案して対応したい。イの上訴については、敗訴のほか、勝訴でも内容が不服であることも想定されるため、あらゆる可能性を踏まえた上

でイとウで対応するの可能性を示すと理解願う。

吉田英策委員

先ほど自治体が訴える例がないとのことであったが、この訴訟の結果は先例になり全国の自治体を励ます。そうした被害に苦しんでいる県内の自治体を励ますことにもなるため、最後まで諦めることなく頑張ってもらいたい。

橋本徹委員

関連であるが、今回の提訴と調停の申立てに係る事務手続で、多くの職員が残業したり休日出勤したりすることが想定されるが、それについても今後東京電力に請求していく考えか。

財政課長

この訴訟に当たっての疎明資料や調停申立ての資料を整えるため、財政課だけでなく全庁的に各部局の担当者に書類作成を依頼している。それに伴い発生した超過勤務等については、原子力事故前と比較して増えた分であれば、精査して東京電力に請求し、認められなければADRに求めることを考えている。

橋本徹委員

その方向でよろしく願う。

総34ページの工事請負契約の一部変更について、西庁舎の改修に係る電気工事とのことである。素朴な疑問として、最初から人感センサーをつければ済む話だったのではないかと思うが、変更の理由を聞く。

施設管理課長

人感センサーの追加については2つの目的があり、1つは省エネルギー化、もう1つは新型コロナウイルスに関連して、照明器具のスイッチを介しての感染拡大防止との新たな観点から追加したところである。

古市三久委員

新型コロナウイルスに関連するとはどのようなことか。

施設管理課長

通常、照明をつける際にスイッチを押したりするが、人感センサーは基本的にスイッチを押さず、部屋に誰もいなければ自動で消灯されるため、職員がスイッチに触れることを減らすことによりウイルス感染防止に一役買えよとの考えである。

古市三久委員

庁舎全館にそのようなものをつけるよう願う。

先ほどの調停と訴えの提起については、東京電力と対決することであり本県にとっては画期的なことだと思うため、しっかり頑張って勝ち取るよう願う。

起債充当事業費について、全体の8割程度は河川災害関連で様々なものがあると思うが、大まかに言うるとどのようなものか。

財政課長

河川関係の事業であり、今回の起債は全体で27億円ほど計上しているが、今年から国が緊急のしゅんせつの起債を認めているため、国に事業計画が認められそうな部分を土木部で予算計上しており、その財源として合計22億2,600万円ほどを使うものである。

椎根健雄委員

県立医大の会津医療センターについて聞く。今回クラスターが発生したとのことで新型コロナウイルス感染症に罹患された方々の一日も早い回復を祈る。

今回複数の職員が療養中だと思うが、療養している人数を聞く。

私学・法人課長

9月11日に発生した会津医療センターのクラスターについては、職員11名が感染し、現在11名全員が療養中である。

椎根健雄委員

現在、会津医療センターの外来は休診している状況であり、医大本体から感染に関する専門の人やバックアップの体制を取っていると思うが、どのように対応しているのか。

私学・法人課長

感染者の増を防止するため、新規入院患者の受入れ停止や外来診療を休止したことから職員の不足は生じていない。

ただし、院内の感染拡大をいち早く防止するためにも専門的な助言が必要になるので、医大附属病院から感染症を専門とする医師や看護師等の応援を受け、院内感染対策を強化するとともに、医大のメンタルヘルスの専門教員の応援により感染の不安を抱えながら診療を支えている医療スタッフのサポート体制を確保していると聞いている。

椎根健雄委員

しっかりとした体制を取り、全体で対応するよう願う。

今回は業務で新型コロナウイルスに感染していることから労働災害が当てはまると思う。医大法人から労災を申請する形になると思うが、正規職員、非正規職員はどのような形で申請するのか。

私学・法人課長

常勤職員、いわゆる正職員については、地方公務員災害補償法に基づき公務災害補償の対象となる。また、非常勤職員については、労働者災害補償保険法に基づき労災補償の対象となる。

ただし、常勤職員については病気休暇、非常勤職員については特別休暇が取得でき、さらに新型コロナウイルス感染症による入院医療費も基本的に国が負担し無料となるため、公務災害等の補償が必要な職員は少ないものと考えているが、一定数はいるかもしれないため、感染した職員には災害補償制度について丁寧に説明し、必要な職員については手続を進めていくとの報告を受けている。

椎根健雄委員

職員に不利益にならないような形で対応願う。

会津医療センターはこの地域にとって重要な医療機関であるため、再開の見通しについて地域から聞かれていると思う。まだ難しいかもしれないが、見通しは立っているか。

私学・法人課長

職員等について一巡検査を行ったが、最後に感染者が出たのが9月23日でまだ1週間であるため、感染した病棟等の職員について念のため再度検査し、その後検討する方向で動いていると聞いている。

椎根健雄委員

よろしく願う。

宮川政夫副委員長

デジタル化について聞く。国にデジタル庁ができ、書面、対面、押印がこれから見直されてくるであろうと思う。県としても加速させていかなければならないと思うが、全体的にデジタル化を進めるに当たって、統括する部局は総務部なのか、企画調整部なのか。

行政経営課長

デジタル化に関する所管部局については、現在デジタル庁の新設に向け、国においても、デジタル庁で何を施策として何を取り扱うのかについて基本方針を年内に取りまとめるため作業中である。その上で判断することになるが、現時点で企画調整部、総務部との結論は出ていない。

ただ、デジタル化を進めるに当たっては、委員指摘のように県の行政事務においても書面、押印、対面の見直しという事務手続の進め方そのものも根本的、抜本的に見直す必要があると思う。単にシステム上でICTツールを使えばよいという表層的なものではないため、企画調整部が所管するシステムの基盤の部分と、総務部が所管している業務の進め方全般に対する考え方等を両輪で進める必要がある。年内に示される国の方針等も踏まえ、今後の体制について検討していく。

宮川政夫副委員長

今定例会でもデジタル化について各議員から質問があったと思う。例えばペーパーレス化をもっと進めないのかとか、そういった目先のところから考えると一つの部局だけでも進めていける部分は結構多いのではないかと思うが、総務部単独でデジタル化に向けて進めているものがあれば聞く。

行政経営課長

これまでのデジタル化における取組について、主にICTツールを使った業務改革の面から答弁する。

平成31年4月から超過勤務の上限規制が導入されたことから、働き方改革の視点からICTを使った業務改革に順次取り組んでいる。主な内容としては、会議のペーパーレス化、タブレットを使って紙資料をなくす取組や、業務の自動化、パソコンにRPAというソフトウェアを組み込み、定例的に大量に処理するような業務をソフトウェアで処理する取組、議事録の作成支援システムにより会議のやり取りを文字起こしシステムを順次導入している。

ただ、県の業務全体からするとまだ部分的であり、表層的な部分もある。今後デジタル化が本格的に進むとなれば、表層的な部分も含め、仕事の在り方そのものを抜本的に見直していく必要があると考えている。

宮川政夫副委員長

市町村のほうがかえって県よりも先進的な事例をもって進めていることも事実である。市町村のほうで規模が小さいため一気に進められるのではないかと感じているが、県についてもデジタル化の加速についてよろしく願う。

古市三久委員

関連するが、新型コロナウイルス感染症の関係で在宅勤務した職員数はどのくらいか。

人事課長

新型コロナウイルス感染拡大以降、段階的に在宅勤務を進めており、大まかなところでは在宅勤務は2、3割の職員が実施している。

古市三久委員

今はそうではないのか。

人事課長

当初導入したのは感染拡大防止の観点が大きかったが、庁内ではある程度の落ち着きが見られたこともあり、そもそも在宅勤務導入の考え方は働き方改革の視点からであることから、目標値等は特段設定せずに実施している状況である。

一方、環境整備については進めており、自宅にパソコンを持たない職員への貸出しについて段階的にスタートさせている。

古市三久委員

新型コロナウイルス感染症終息後の在宅勤務について、どのようなことを考えているのか。

人事課長

現時点では出勤を抑える観点も織り交ぜながら、働き方改革の一環として仕事をする場所を自宅という並行した取組になっているが、最終的には例えば週の何日かは自宅で勤務するような、自分で仕事をする場所や仕事の仕方を選ぶような形を目標に環境整備等に取り組んでいる。

古市三久委員

県の仕事で在宅勤務できる仕事はどのくらいあると考えているか。

人事課長

数値的なものは持ち合わせていない。

職場や職種によって在宅でできるものできないもの、例えば直接的な処遇的なもの、看護師や保育士等の職種では難しいと思うが、自宅のパソコンを使ってできる仕事は少なからずあると考えている。終日在宅ではなく、午前や午後だけの働き方もできると思うため、固定したものではなく柔軟な形で実現できればと考えている。

古市三久委員

費用対効果も含めて検討が必要だと思うが、新型コロナウイルス感染症が収束した段階では働き方改革を前提にしなければならぬと思う。働き方改革で財政的負担が軽減されるのであれば進めていくべきと思うが、内部で検討し、きちんとした考えを持って進める必要がある。要望とする。

吉田英策委員

情報発信について、県では様々な動画を作成しているが、情報発信のツールとしては今後動画をどのように増やしていくのか。

広報課長

本来県の情報発信は直接発信もあったが、このコロナ禍で難しくなったため、直接情報発信できない分の代替として動画を作成する形で予算を計上している。今後ウィズコロナの中では相対が難しい部分もあるため、ある程度インターネットを活用したものにシフトしていかなければならないとの考えを持っており、動画を増やすことについては検討が必要ではある。今までの情報発信ではなく、徐々にリモートやSNSを使った情報発信にシフトしていくことを考えていかなければならないと思っている。

吉田英策委員

動画は見て分かりやすいが、対象は若い層か中間層か年配層かなど、どこに置いているのか、年配層は動画での情報収集はなかなか難しいと思うが、どのように考えているか。

広報課長

委員指摘のとおり、動画を配信する場合はインターネット等を活用する形になるため、年配層やインターネットが苦手な世代への発信は難しいところもある。

ただ、若年層、20代30代、40代50代でもインターネットを見る人に向けて、本県の魅力や震災以降の取組の状況等が伝わるように動画の内容等は工夫して作る必要があると思う。対象としてはインターネットを見られる若い世代に向けて作っていく。

吉田英策委員

これからどのように広げるかは今後の検討とのことだが、やはり全ての世代にきちんと県の事業や広報を発信するには、動画以外に紙での情報発信も非常に大事だと思うため、よろしく願う。

この動画については県内の事業者が発注しているのか、発注するときは入札等を行うのか、どのように業者を選定しているのか。

広報課長

業者の選定については、コンセプト等を広報した上でプロポーザルの形で希望する事業者に参加表明してもらい、企画案の提出を求めプレゼンテーションしてもらった中から選定している。事業者については県内の事業者、県外の事業者の場合もあるが、基本的にはプレゼンテーションによって内容等を判断している。

吉田英策委員

一つの動画を作るのに何者の応募があるのか。

広報課長

動画にもよるが、大体4～6者程度の参加申込みがある。

吉田英策委員

最近の動画作成で応募した業者の名簿について、提出できるのであれば求めたいがどうか。

鈴木智委員長

広報課長に聞くが、資料の提出は可能か。

広報課長

直近で実施した動画の参加業者数でよいか。

吉田英策委員

それでよい。

広報課長

提出は可能である。

鈴木智委員長

資料の提出が可能とのことであるのでお諮りする。ただいまの書類の提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、整い次第提出願う。

橋本徹委員

古市委員の関連で聞く。在宅勤務について本会議でパソコンを200台ほど追加するとの答弁があった。議決後速やかに導入すると思うが、どのような計画か。

人事課長

在宅用のパソコンについては9月1日から40台ほどを庁内に分配しており、年明けに200台購入し、同様に庁内に分配する計画である。

橋本徹委員

それを使って在宅勤務を図ると思うが、勤怠管理についてはどのように考えているか。

人事課長

勤務開始時、例えば8時半に電話にて勤務開始、17時15分に勤務終了の旨の連絡を行う。職場の管理職との電話連絡の形で現在も管理している。

橋本徹委員

自分で連絡するのであれば途中でずるをする可能性もあると思う。性善説に立っていると思うが、どのように管理するのか。

人事課長

勤怠管理については課題の一つと考えている。結果が出るようなものであれば次の出勤日にそれを確認することは可能と思うが、結果が出ないような案件については今後研究していく。

橋本徹委員

私の弟が勤める会社ではパソコンをオンにすると勤務開始、オフにすると勤務終了になる。様々検討していると思うが、成果が上がらないようなところや、見えないところもあると思うため、課題をしっかり潰していくよう願う。

それに伴い通勤手当や超過勤務手当等も減っていくと思うが、今回在宅勤務を行う中でどのぐらい削減されたか分かるか。

人事課長

在宅勤務時の通勤手当及び超過勤務手当については、今のところ、原則として超過勤務は行わないと整理している。

超過勤務は先ほどと同じ回答になるが、勤怠管理での今後の課題と考えている。

通勤手当については、出勤しなければ通勤経費はかからないことになるが、通勤手当の仕組みは、例えば公共交通機関を使う場合、1週間以上勤務しない場合は翌月返納するなど、通勤手段や交通機関利用等によって減額等の扱いが変わる。しかし、今のところそのような案件は出ていない。通勤手当は月額であるため現時点では減額はしていないが、一般的になってくるようであれば、通勤手当についても検討しなければならないと考えている。

一方で、在宅となれば、在宅における経費も発生してくると思われるため、それについてもバランスを見ながら、全国



的にも問題になっているような報道もあることから研究していきたい。

吉田英策委員

総3ページの収納業務委託事業については、クレジットカードで県税等を支払うシステムとのことであるが、どのような仕組みか。

税務課長

現在県税でクレジットカードを使えるのは自動車税であるが、自動車税の納税通知書にクレジットカード納付のための数字が記載されている。インターネットに接続し番号を入力することでクレジットカードから納付できる仕組みになっている。

吉田英策委員

便利なシステムではあるが、その反面セキュリティーや個人情報等の問題が出てくると思う。自動車税をクレジットカードで支払うことによる利便性や、情報が漏れたというような報告はあるか。

税務課長

本県においてはクレジット収納の導入以来、事故は発生していない。

吉田英策委員

これを広げることにについて、県民の意見を聞いて進めているのか。

税務課長

昨今、キャッシュレス決済がかなり注目され、それを拡大していこうとの流れがある。県としても、今回、県民へのアンケート調査によりどのような方法で納付するのが利便性が高いか等について県民から意見を聞いている。その上で、クレジットカードによるキャッシュレス決済、そのほか今年からLINE Payによる納付も始めているが、それらの拡大についても今後検討していく。

吉田英策委員

そのアンケートについて、まとまったものがあれば提供願う。

鈴木智委員長

ただいまのアンケートについて提出できる資料があるか。

税務課長

このアンケートは県民広聴室で行っているアンケートの一部として掲載したものである。県民広聴室長から回答する。

県民広聴室長

当室で毎年県政世論調査を実施しており、今年度はキャッシュレス決済についても調査しているが、この報告書の取りまとめが11月中旬を予定しているため、その時期になれば報告は可能である。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいまの資料を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認める。報告書がまとまった段階で提出願う。

古市三久委員

広報課長に聞く。県のツイッターについてであるが、例えば新型コロナウイルス感染症の感染者数等は出しているのか。

広報課長

最新の新型コロナウイルスの状況については、県のホームページに掲載しており、ツイッターでは出していない。

古市三久委員

ツイッターで感染者数等が出ているが、本県の広報の立場からすると、そのような取組を行う必要があるのではないか。

本県のツイッターのアクセス数は増えているのか。

広報課長

ツイッターのフォロワー数は、7月末時点で約6万人と少しずつ伸びている。

古市三久委員

福島県防災のツイッターは今年6月から始まったと思うが、本県の情報発信を各部で行い、県民に情報提供をしていく必要があると思う。本県のものを見るよりも別なものの方が情報が早かったりするため、県は必要な情報を県民にしっかりと発信することが重要であり、それが県民の安心・安全につながっていく。そのため以前から本県のツイッターについて広報課長に話をしているが、若干進歩しているものの進歩の度合いが非常に遅い。現在取り組んでいるのは警察本部、危機管理部、広報課、土木部はどうであったか、いずれももっと増やす必要がある。水害や河川の情報等をツイッター等を使い広報する必要があると思うため、広報課のツイッターをはじめ、県内全体の様子を的確に情報発信できるようしっかり取り組むことを願うが、考えを聞く。

広報課長

災害の部分については、今年度危機管理部で災害関連のツイッターのアカウントを始め、フォロワーが増えるまでの間は県の公式ツイッターと同時並行で同じ情報が流れるように取扱いを進めている。

それ以外の部局の情報発信については、基本的には広報課でツイッターを管理しており、各部でツイッターを使って情報発信したいものがある場合にはこちらに出してもらい、それをすぐに載せる取扱いである。スピード感が足りないとの委員の指摘であるため、なるべく速やかに取組を進めていきたい。

古市三久委員

他県の様々なツイッターを見ると非常に進歩しているところもあり、去年の水害の際には長野県の防災がすばらしかったので、広報課が中心になって進めるのかは分からないが、学びながらしっかり取り組むよう願う。

宮川政夫副委員長

昼休みに教育長の説明要旨を読んだが、学校のICT活用に関して、高校において早期に1人1台端末で学習する環境を整えると県総合教育会議において方向性を示したとあった。これは令和4年度を目標にとのことだが、これが実現されると私立高校も対象になると考えてよいか。

私学・法人課長

私立高校は別で、公立高校のことを指していると思われる。

宮川政夫副委員長

県立高校で実施されれば、そのあと私立高校で考えていく、支援していく方向になるとのことか。

私学・法人課長

現在私立高校は17校あり、既に全員がパソコンを持っている学校もある。私立学校の方針により、保護者で買う、学校で整備し施設整備費等で保護者が負担するなど様々に検討しているため、推移を見ていきたい。

宮川政夫副委員長

総合教育会議は県立高校が対象であり、私学についてはあまり念頭に置かない会議とのことか。

政策調査課長

委員指摘のとおり、先般総合教育会議を開催し、県立高校に関して今後1人1台のパソコンを持ちICTを進めていくとの議論があった。先般の会議では基本的には県立学校を念頭に議論した。

(10月 2日 (金) 人事委員会)

宮川政夫副委員長

局長説明にあった警察官採用の件について、144名の受験者に対し47名の合格者、3.1倍の競争率で依然として厳しい状況にあるとのことだが、厳しい状況とは受験者数が少ないことを言っているのか、それとも受験者数に対して合格者が少ないことを言っているのか。

採用給与課長

警察官の今年度の採用予定人員55名に対し合格者47名で、合格者が採用予定人員に満たなかった。警察官については年2回実施することとしており、秋に2回目を実施した。受験者が減っていることに加え合格者も予定人員に満たないため、両方の意味で厳しい状況である。

古市三久委員

関連で聞く。今の答弁はおおむね理解するが、より多くの受験者数の確保とは、県職員と警察官の両方の受験者を確保することのことか、それとも警察官だけか。

採用給与課長

県職員、警察官ともに受験者を広く集めるよう取り組んでいく。

古市三久委員

受験者が増えれば倍率が高くなるが、本県の適正な倍率はどの程度と認識しているか。

採用給与課長

適正倍率の判断は難しいが、今回警察官が採用予定数に満たなかったこともあるため、約3倍の倍率は少し低めと考えている。ただ、何倍が適正かというのはその年の受験者の動向等にもよるため、何倍であればよいとは考えておらず、なるべく多くの人に受験してもらいたいと考えている。

古市三久委員

魅力があれば受験者は多くなり、募集人数が少なれば倍率は高くなる。その意味で非常に難しくどうすればよいのか分からないが、県職員は定員を満たしたものの警察官は受験者が少なかった。魅力があれば受験者は集まると思うため、優秀な人材が多く受験できるような体制を検討し、必要人員を確保するよう願う。

吉田英策委員

司書等の専門職の採用について応募状況を聞く。また、資格免許職とはどのような職種の採用を考えているのか。

採用給与課長

資格免許職は司書と栄養士の2種類である。今年は栄養士の募集はなく、司書の採用予定人員1名に対し受験者が23名であった。

また、高校卒程度17名の採用予定に対し受験者123名、市町村立学校の栄養職員2名の採用予定に対し受験者30名、小中学校の事務職員18名の採用予定に対し受験者

100名、民間企業経験者25名の採用予定に対し受験者136名、警察官Aの2回目が25名の採用予定に対し受験者64名、警察官Bの高校卒は70名の採用予定に対し238名の受験者であった。

吉田英策委員

大学卒業者についてはなかなか厳しかったとの評価があるが、高校、専門職は例年と比べてどのような状況か。

採用給与課長

資格免許職員については採用予定人員が少ないこともあり、例年採用予定人員に応じて受験者が増減するため傾向を判断することは難しい。今年は採用予定人員が少なかったため受験者も減っている。

高校卒の受験者については、昨年は135名であったが今年は123名と減っている。今年の募集状況を見ると国家公務員も減っており、同じような傾向ではないかと考えている。

古市三久委員

関連して聞く。学校司書の非正規職員はどのくらいいるのか。何かの統計に、本県は司書の50%が正規で残りが非正規

とあったが、本県の図書館関係の司書の正規と非正規の割合はどの程度か。

採用給与課長

こちらで試験を行っている司書は、図書館と県立学校に配置される。正規、非正規の割合は任命権者の教育委員会でないといけない。人事委員会では教育委員会からの採用予定人数に基づいて試験を実施している。

古市三久委員

図書館と学校の司書の数は分かるか。

採用給与課長

手元に資料がない。

古市三久委員

教育庁に聞くので答弁は不要である。

## (10月 2日 (金) 危機管理部)

橋本徹委員

危6 ページの備蓄物資整備事業は1,018万7,000円の予算だが、これから整備していくものか。

災害対策課長

これまで17か所の県有施設に分散保管していた県の備蓄物資を県内4か所の民間倉庫を借り上げて集約し、効率的かつ迅速に配送できる体制を組むものである。今何かしらの整備をしているものではなく、予算の議決後に倉庫協会と協議しながら進めていく。

橋本徹委員

借り上げの賃料はどの程度を見込んでいるのか。これは前段階の予算との理解でよいか。

災害対策課長

今回計上している予算の内訳は、借り上げの保管料が約740万円、備蓄物資を輸送する経費が約270万円である。

橋本徹委員

いわき市、福島市、会津若松市、郡山市の民間倉庫を借り上げると報道等で知った。集約し、配送に係る人員も県職員ではなくして効率化を図るのは大変よいと思う。4か所に集約することで、例えばある倉庫が被災した場合の保険についてどのように考えているか。

災害対策課長

万が一、民間の倉庫が被災した場合は、委託契約の中で保管者が物品について補償する形になると理解している。

橋本徹委員

それはそうだが、例を挙げると昨年のような台風被害や震災、原発事故が起こり、その場所が機能不全になるような場合について、例えばいわき市の倉庫が使えない状況で郡山市や会津若松市の連携がうまく図られるように考える必要があるが、状況を聞く。

災害対策課長

委員指摘のとおり、4か所に集約することにより、例えばいわき市が被災して使えない場合には郡山市からカバーするなど、互いにカバーし合うような位置取りを倉庫協会とトラック協会のアドバイスを受けながら選定している。

また、万が一大きな災害の中で事業者が動けない場合は、自衛隊に依頼することを考えている。

橋本徹委員

要望であるが、昨年の台風や震災を経験した本県だからこそできるような二重三重の備えを願う。

吉田英策委員

危6ページの救助費の災害弔慰金等の支給と貸付けについて詳しく聞く。これは台風第19号その他の被害によって追加が発生したものだと思うが、当初予算と今回の追加予算について、弔慰金は幾らで対象は何人か。

災害対策課長

災害弔慰金の増額については、既に亡くなっていたことを確認していたものの、市町村での手続が遅れたため今年支払うものが4件、それに今後の申請分として7件を見込み、11件分の追加である。

吉田英策委員

貸付けについて説明願う。

災害対策課長

災害援護資金貸付金は、人身被害や住居被害に遭った人に行う貸付けである。

これについては本年2月中旬に受付を終了し、昨年度中に予算を執行する予定であったが、市町村からの要望で3月末まで受付を延長した。そのため支払いが今年度に延びたものである。

古市三久委員

専決処分の倉庫については、被災しにくいところに確保すると思うが、例としてどのようなところを考えているのか。

災害対策課長

倉庫の借り上げ自体は今後であるが、場所については委員指摘のとおり浸水想定等を見ながら安全な場所を選んでいきたい。場所の制約上そこを選ぶとは限らないが、例えば高いところに荷物を置ける、倉庫の敷地自体にあらかじめ浸水対策がしてある等を総合的に確認しながら進めていく。

古市三久委員

当然そうだと思うが、ほかには物資を配布するのに交通の便が確保されているなどが必要である。もう目星はつけているのか。

災害対策課長

倉庫協会と相談して候補はあるが、詰めていくのはこれからである。

古市三久委員

しっかり進めるよう願う。

専決処分の件で危11ページの備蓄物資整備事業について、どのようなものをどのくらい購入したのか。

災害対策課長

この備蓄物資整備事業は執行の途中であるが、想定しているのは避難所における新型コロナウイルス感染症対策のためのパーティションである。5月臨時会で議決され市町村にも購入してもらっているが、県としても備蓄のため物資の選定を進めているところである。

また、マスクの備蓄について、被災者向けと事務局向けを9万枚ほど確保するよう調整しているところである。

古市三久委員

パーティションとマスクでほぼ1億円との理解でよいか。

災害対策課長

そのほかに非接触型の体温計などもあるが、予算の大勢はその2つである。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症対策でイベントや会議が縮小され、それに伴う予算減額の補正があった。部長説明でも、国の方針としてイベント等の開催制限を緩和し5,000人以下については開催していくとのことであるが、県民は不安を持っていると思う。イベントの開催制限を緩和することにより、県はイベントに集まる人がどれくらい増えると想定しているか。

危機管理課長

現時点で具体的なイベントに集客する人数等は把握していないが、対策本部で事前相談を受けていることがあるため、想定での数字は把握していると思う。この場では数字は持っておらず、あくまでも計画段階であるため、それをどう判断するかは難しいと考えている。

吉田英策委員

主催者に対して参加者の感染防止対策を求めると思うが、県は緩和することによって、主催者に対して感染拡大防止をどのように指導していくのか。

危機管理課長

先ほど説明した事前相談の前に、県のホームページにチェックリストを掲載しており、業界団体におけるガイドラインを徹底しているかや来訪者への対応、従業員への対応、あるいは場面により、単に集まる場所だけでなく例えば水回り、食事する場所など、それらの点にも対策が取られているかを確認しながら、その対応ができなければイベントの安全性も難しくなるため、慎重に対応するようやり取りしながら、許可ではなく相談の中で説明している。

また、知事のメッセージの中でも来客に対し注意喚起するとともに、接触確認アプリの活用や、来客者が感染した場合に速やかに状況を確認できるような仕組みづくりを求めており、今後ともそのような形で取り組んでいきたい。

橋本徹委員

全戸配布されたマイ避難ノートについて、しっかり普及していく必要があると感じている。私の自宅にも届いたので書き込んだが、実際どれほどの人が書き込んだのかと思う。フォローアップをどのように考えているのか。

災害対策課長

マイ避難ノートについては全戸配布したが、考える一つのきっかけになると思う。これを用いてさらに考え、準備してもらう必要がある。配布する際に、民放テレビ等へ出演して啓発したところである。

今後はマイ避難ノートを活用してもらうための取組を地道に行う必要があると考えており、我々が実施している防災出前講座で題材にしたりしている。

また、来年度に向けてだが、県民に対しどのようにマイ避難を考えてもらうかの取組について今後検討していく。

橋本徹委員

自分も含め、切迫しないと避難所に行かない傾向があると思う。警報や避難指示が出たらすぐに避難させるような取組はマイ避難ノートにもあると思うが、いち早く避難させるための取組についてどのように考えているか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、危険が切迫してくる前に避難する取組が非常に重要と考えている。今回の台風第19号の検証委員会においても委員から指摘されており、一つのキーワードとして災害文化との言葉が出ている。災害文化の例としては沖縄県が挙げられるが、毎年台風が通過していくものの人身被害はほとんど出ない。なぜかという、台風という危険なものが来る、危険なものが来るのだから当たり前前に避難をする、当たり前前に学校や仕事は休みであり、安全を確保する行動が定着しているということである。

昨年の水害は本県としては久しぶりに起きたものであったが、あのような危険は今後もある。今年も山形県等でも豪雨があり、本県に被害があってもおかしくなく、身の危険が迫ってくる際、どのような準備や行動をすればよいのかについて、我々が地道に何度も呼びかけていくことが必要だと考えている。当たり前前に避難し、当たり前前に身の安全を守る行動を取ることに定着を図るような取組を進めていく。

危機管理課長

ただいまの対策に加え、今年度から命を守る啓発事業としてバーチャルリアリティーの形で、体験ではなく体感してもらう取組を行っている。具体的にはVRのゴーグルを着けて映像を見るものだが、ただの映像ではなくぐるっと回ると本当にその方向に動けるようなものを体感する形で、危機管理センターあるいは出前講座にも持っていく体感してもらう事業を進めている。そのような点から、より実感してもらうような取組を進めていきたい。

#### 橋本徹委員

沖縄県民のように、台風が来ればすぐ囲いをしたり雨どいを補強するテレビ映像等を見るが、そこまでいなくても命を守る行動を取らなければならないと思う。その中で県民に情報を伝えるための方法が定着していないのではないかと感じる。昨日の常任委員会でも古市委員からツイッターの発信が脆弱ではないかとの指摘があった。気象庁の事前の会見は非常に危険が迫っていると感ずるため、本県も様々研究していると思うが、情報発信をしっかりと行うよう強く要望する。

#### 古市三久委員

ツイッターの件が出たので関連して聞く。危機管理部では今年の6月から福島県防災というアカウントをつくり、現在1,000人程度のフォロワーがいるようである。

昨年の台風の際に私がすばらしいと思ったのは長野県の防災ツイッターであり、自分のツイッターに本県もそのようなものをつくったらよいのではないかと載せた経過がある。6月にアカウントをつくったとのことだが、情報発信をきちんとやるべきだと思う。他県の情報を参考にしながらしっかり情報発信するよう願う。私も毎日のように見るので進歩が分かるよう取組願う。

#### 鈴木優樹委員

消防防災ヘリについては現在修理中であるが、いつ頃修理が終わるかのめどは立ったのか。また、修理期間中に他県に要請した件数等を聞く。

#### 災害対策課長

消防防災ヘリの修理状況については、機体のテールブームという尻尾の部分の筐体を丸ごと取り替えることで現在進めている。イタリアで製造され今月中に日本に届けられるとの報告を受けているが、それをつけただけでは任務で飛ぶことはできず、様々な防災無線など消防防災ヘリの行動のため改造を施し、改造の認可を受ける必要がある。もろもろの手続を踏まえて、最も早くて恐らく来年2月には修理が終わり、3月から訓練飛行が始められるものと見込んでいる。

これまでの応援実績については全部で16件である。特に多いのが宮城県の6回と山形県の5回で、遭難者の捜索や転院搬送に協力を得ている。

#### 吉田英策委員

原子力発電所関連で聞く。

福島第一原子力発電所に11mの防潮堤が完成し、加えて新たな防潮堤の建設を開始することである。私たちもこの間、11mでは不足するのではないかとこの質問をしてきたが、今回東京電力が11mを超える新たな防潮堤建設を発表したのはどのような理由か。

#### 原子力安全対策課長

先月完成した福島第一原子力発電所の11mの防潮堤は、千島海溝の切迫する津波に対応するものを緊急に造るとのことであった。

今年4月に内閣府から千島海溝と日本海溝北部を震源とする地震についても切迫性が高いとの評価があり、東京電力が評価を行ったところ11mでは不足する、津波の浸水予測が15mほどであるため、それに対応できる16mの防潮堤を新たに造ることになった。これについては国の原子力規制委員会にも計画等を報告しており、現在確認が行われている。

#### 吉田英策委員

16mの防潮堤を造るのは当然だと思う。我々はこの間11mでは国が示した津波の予測に対しても不足するのではないかとこの質問をしてきたが、県も言ってきたのか。国民のそうした声をなぜもっと早く判断できなかったのか。どのように考えているか。

#### 原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所における津波対策については、一つは防潮堤の高くすることもあるが、1～4号機の建物の入り口部分を水密化扉により水が入らないような対策を講じることも併せて実施されており、こちらの対策もかなり進んでき

ている。

また、そもそも1号機の建屋内にある滞留水を早く処理することも一つの対策であるし、低いエリアにたまっている汚泥等を高台へ移すといった各種の対策を講じることにより、津波の浸水のリスクを下げっていく対策が取られている。

県としては、それらの対策が着実に進行するようにしっかりと監視している状況である。

吉田英策委員

津波の件を引き続き聞く。今回の16mの自主防潮堤のかさ上げについて、当初11mの防潮堤を造ったときには11mで間に合う、もしくは建物の水密性を高めるとの理由があった。今回の日本海溝津波では、水密性の問題や津波自体の高さをどのように評価して16mにしたのか、見解を聞く。

原子力安全対策課長

現在の11mの防潮堤については、千島海溝津波の潮位が10.3mとの評価に対して11mの防潮堤とした。今年4月に内閣府が示した日本海溝北部を震源とする地震による津波については、東京電力の報告によると、潮位としては11.8m、設備への対策用としては15.3mの高さが必要とのことから防潮堤の高さを16mと設計したとのことである。

吉田英策委員

日本海溝の津波に対して、県は防潮堤の高さを11mから引き上げるよう求めてきたのか。

原子力安全対策課長

今年になってから日本海溝北部の地震が切迫しているとの評価が内閣府から新たに示されたため、内閣府の津波、地震予測に対して東京電力が評価を行ったところ、この高さが必要との判断がなされた。

吉田英策委員

我々も2月定例会で指摘していたと思うが、やはり県が国や東京電力の後追いになってはいけないと思う。県民の安全や被災地、原発状況を考えれば、その時点でかさ上げを検討するよう東京電力に申し入れる必要があった。

さらに、今後も新たな知見が発表されると思われ、状況変化によっては今の対策では不十分なこともあるため、そのときにはきちんと東京電力に対して申入れが必要だと思うが、考えを聞く。

原子力安全対策課長

地震や津波想定に関しては、我々も常に情報収集している。知見が変われば新たな対応が必要になると感じており、その都度東京電力や国に対して必要な津波対策、地震対策を講じるよう求めていく。

吉田英策委員

もちろん求めてもらいたいですが、この間の経緯を見ると後追いのように思えるため、国や東京電力に毅然と物を言うよう願う。

トリチウム処理水の件で聞く。この間、意見を聞く会が6回開催されたが、今後の予定について県にはどのように報告されているか。

原子力安全対策課長

国主催の処理水の関係者からの意見を伺う場については、6回目の開催以降、次回について国からの連絡は来ていない。

吉田英策委員

全漁連の関係者にも意見を聞くという報道があったが、承知のとおり全漁連は海洋放出に反対している。今後の日程は全く知らされていないのか。

原子力安全対策課長

全漁連を今回、次回に呼びたいとの話は聞いているが、具体的な日程や参加者についてまだ情報連絡はない。

吉田英策委員

6回では終わらず、引き続き意見を聞く会またはそれに類する会議は開かれるとのことでしょうか。

原子力安全対策課長



今後の開催状況について国から聞いているのは、全漁連と調整を図っているとのことであり、その結果の連絡はない。

吉田英策委員

海洋放出はまだ決定されていないが、東京電力はその前提としてALPSの2次処理を行っている。東京電力や県の資料を見ても2基のタンクがあり、これを選定し2次処理することになっているが、その2基のタンクを選んだ理由について説明はあったのか。

原子力安全対策課長

今回、基準を超える処理水の2次的な処理を試験的に行うとのこと、水の量にすると約2,000m<sup>3</sup>であるが、告示濃度比で約100倍を超える水について代表的なところから2種類の濃度を選定しているとのことである。

吉田英策委員

タンク群の様々なデータを見ると、選定されたタンクよりも高い告示濃度比で保管されているものもあるが、そういうものから行うのが普通ではないかと思う。この2か所のタンクの選定についてどう考えるか。

原子力安全対策課長

現在タンクに保管されている処理水のうち、告示濃度比を大きく超える部分がある。最大で2万倍近くまでのものがあるとのことだが、それらは分離等がうまくいかずにトラブル等で発生した特異な処理水であることが過去の経歴から分かっているため、東京電力としてはそのような特異なものではなく代表的なものとして、告示濃度比で100倍程度を超えるものから選定したと聞いている。

吉田英策委員

普通であれば2万倍も超えるようなものから2次処理を行うべきではないかと思うが、そのようなものは今回の2次処理には含まれていないのか。

原子力安全対策課長

今回行われるのはあくまでも試験で2,000m<sup>3</sup>、タンクにすれば2基分であるため、今回は代表的なタンクを選定したと聞いている。

吉田英策委員

私たちは汚染水と言うが、汚染水の処理については当初東京電力は海洋放出について夏をめどに決定するとのことであった。それは国民の反対もあり不可能で秋頃になるかと思うが、全体的な日程について県はどのように考えているか。

原子力安全対策課長

処理水の処分方針の決定については、現在国で関係者から意見を聞く場がまだ続いている状況であり、県内の市町村等からも意見書等が出ている状況もあるため、国ではそれらを踏まえ今後判断するとのことである。ただし、タンク増設計画の残りの容量から計算すると時間は限られており、国における判断の時期がいつになるかは我々は承知していない。

吉田英策委員

この点でも判断待ちになっている。例えば、東京電力は現在行われている2次処理の結果が出るのは12月末か1月になると言っている。

また、各市町村議会から意見書が提出されており、それらを考えると早急な判断をすべきではなく、仮に今年中くらいの話になったとしても、試験結果は遅ければ来年になるため、県は全体を考え、早急に判断すべきでないとの立場で国や東京電力に要望していく必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

2次処理は先月から始まり、結果が出るのが来年1月頃と聞いている。国のALPS小委員会の報告書によれば、環境へ放出するに当たっては、そうした2次処理が行われる前提での報告書になっており、我々としても処理水を環境に放出する時点では2次処理はきちんと行われているものと考えている。

なお、昨年度であるが、ALPSによる処理を行った水については、告示濃度比1を超える処理水は出ていないとの報

告もあるため、現在のALPSの運用を適正に行えば告示濃度比を上回る水が発生する量は少なくなるのではないかと考えている。

吉田英策委員

適正に行われているとのことだが、これについても恐らく東京電力の発表どおりで、県が率先して現状把握や情報収集を行っているのかが問われると思う。

そして、県、東京電力が告示濃度比以下になったと発表するのだろうが、結果前に国が処分方法の決定をすべきではないことは当たり前のことである。

県はそれを国や東京電力に申し入れることが、県民に責任を持つ行政として最低限のことではないかと思うが、どうか。

危機管理部長

先ほども答弁したとおり、処理水の取扱いについては、環境中に放出する場合には必要に応じて2次処理を行い、トリウム以外の放射性物質を法令に定める基準まで浄化することが国の小委員会の検討でも前提として議論されている。

我々としては当然その前提の下に国の判断がなされると考えており、今後の対応を注視していきたい。

古市三久委員

防潮堤について関連して聞くが、県は3・11以降に東京電力や国に対し防潮堤を造るよう申し入れた経過はあるか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の防潮堤については、3・11以降、まずは緊急に津波に関する地震としてアウトターライズ型の地震津波が考えられるとのことで、東京電力が仮設の防潮堤を4号機から南側に設置した経過がある。それについては緊急的なものであり、特に県から設置を求めた経過はなかったと記憶している。

また、千島海溝の津波に対する先月完成した11mの防潮堤については、特にその設置を急いだり何mの高さにと求めたことはないが、汚染水が建屋内にあって津波に襲われた場合には汚染水が流出するおそれや冷却設備等が損傷するおそれがあることから、津波対策について、防潮堤に加えてその他の対策も含め着実に進めるよう求めている。

古市三久委員

以前は求めた経過はないとの説明であったが、後からは求めているとのことで、どちらが正しいのか。3・11以降に福島第一原子力発電所の放射能漏れ等も含め、津波が来た際に引き波で中のものが流れ出てしまう懸念があるため県は防潮堤を造るよう求めたのか、それとも国と東京電力に任せてやっていなかったのか、どちらか。

原子力安全対策課長

答弁が混乱して申し訳ない。アウトターライズの時期については、国、東京電力が応急的に造るとのことであるため、そのことに対して我々が設置を求めたとのことではなかったと思う。

古市三久委員

つまり求めていない。今日の部長説明に、福島第一原子力発電所の千島海溝の津波に対する防潮堤が完成したとあった。防潮堤を造ったことはそれなりによいが、今度は日本海溝の15m級の津波が来るため、東京電力がそれに対応した防潮堤を造ることをやろうとしている。震災前に造っていれば甚大な被害を被ることはなかった。なぜやらなかったのが問題で、一昨日の裁判で明らかになり、国も東京電力もやらなかったために事故が起きたと言われている。それに対し、本県はどのような対応かという、昨日の馬奈木弁護士いわく、今後の問題について福島県は非常に感度が悪い、かつ、福島市は非常によい対応だったとのことである。3・11は起きてしまったため仕方がないが、それ以降の本県の対応は非常に不十分だと思う。

日本共産党の吉井英勝衆議院議員が、バックアップ電源が喪失する事故があるかと国会で質問しており、安倍総理大臣が日本の原子力発電所はそんなことはないと答弁している。冷却系は完全に沈没した場合の復旧シナリオを考えてあるか。そうならないよう万全の体制を整えている。このようなやり取りであった。このときに、政府が原子力の安全性を規制しているため、国が東京電力に対応を命令すればこのような事故は起きなかった。しかし、女川原子力発電所では防潮堤を

高くし、津波が来ても防御することができた。そのような違いで、福島第一原子力発電所と女川原子力発電所で事故が起きたかどうかの差ができた。

それらを踏まえると、防潮堤は東京電力が造るから、タービンや建屋の気密をきちんとやるから問題ないと言うが、そのような問題ではない。県民の安全・安心についてどのようなスタンスで考えているかが問われている。

今度の16mの防潮堤は、土台が安定的にならないようなことも言われている。また、中抜きでよいのかとの問題もある。1号炉と4号炉、5号炉と6号炉の間が空いてしまうが中抜きでよいのかとの問題である。それらも含めて県は科学的に県民の安全・安心のためにきちんと説明しなければならないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所における津波対策については、現在国などから地震、津波の想定として示されているものは何らかの計画が出ているとのことであるため、我々としては津波の高さに関する説明やそれらがどのくらいの期間で完成するかなど、しっかりと確認していきたい。

古市三久委員

いつまでに造るのかについては2年間ではないのか。造る内容について精査し、本当に安全かどうか廃炉安全監視協議会等で議論すべきである。

原子力安全対策課長

今回新たに追加で建設する防潮堤については、先月中旬に原子力規制委員会で報告があったものである。我々も内容については承知しており、内容や今後の計画等について確認していきたい。

古市三久委員

この防潮堤について、仮に津波が来たときに、建屋のいわゆる汚染水等が海に流れ出ないような対策が完全なのかを見極めていくべきと思うため、よろしく願う。

凍土遮水壁から浸入する地下水、あるいは建屋開口部から浸入する雨水について、県はどのように考えているか。

原子力安全対策課長

汚染水対策として、建屋内に外から地下水や雨水が浸入して汚染水の発生量が増えている事実があったため、東京電力、国においては凍土遮水壁、地下水バイパス、建屋周辺の地下水をくみ上げるサブドレーン、海側遮水壁内の地下水をくみ上げる地下水ドレーン等を重層的に組み合わせながら汚染水の発生量を減らしてきている。

さらに、建屋の屋根などが損傷しており、そこから浸入する雨水がかなりの量であるため、現在は屋根の補修作業などを並行して進めている。

今年に入って3号機のタービン建屋の屋根で一番開口面積が大きい損傷部分に仮設の屋根が取り付けられ、今後その効果が数字として現れてくると思うので、対策の効果を確認していきたい。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会は東京電力の構内を見ていると思うが、雨水等が入ってくることは見れば分かるわけで、それに対して県が協議会で議論し、東京電力に申入れ等をしたことはあるのか。

原子力安全対策課長

汚染水対策として全体的に汚染水の発生量を抑える対策については、これまでも廃炉安全監視協議会で確認している。その中で着実に対策を進めること、汚染水対策全般として発生量を抑える、汚染水の処理対策を進めるとのことなど様々な要望書で汚染水対策の推進を求めている。

古市三久委員

要望書を出しているのか。

原子力安全対策課長

ロードマップの改定時期に政府への要望書の形で提出している。

古市三久委員

東京電力では遮水壁と建屋開口部からの浸入を防止しようとしている。課長が答弁したように、2023年度内に5割程度の敷地舗装を完成させ、その後廃炉作業を調整の上進めていく、建屋、屋根破損分の補修については2023年度頃までに全て補修の完了を目指すとしているが非常に遅いと思う。放射能は毎日空气中に拡散している。さらに雨水が流れ込んでいくため、雨が多い季節は汚染水がどんどん増えていく。

確かに津波の対策は行ったが、汚染水を少なくするのであれば上からと、凍土遮水壁から浸入するところを防ぐことが極めて重要であるため、速やかに対応するよう東京電力に申し入れるべきではないか。

原子力安全対策課長

汚染水の発生量を減らすための対策として、委員指摘の開口部の修理や遮水壁の着実な運用がある。我々としても、廃炉安全監視協議会等で汚染水対策の進捗状況を確認しており、建屋の開口部、屋根の部分に早く対策を講じるよう求めている。

着実に進むよう、我々としても廃炉安全監視協議会等で確認するとともに、そういった協議会の場において専門委員の意見等も踏まえて、東京電力や国に求めていく。

古市三久委員

事故からもう10年になるが、依然として様々な問題がうまくいっていない。雨水、汚染水等、様々な問題がある。これを東京電力だけに言うことがよいのかとの問題もあると思う。きちんと取り組んでもらうために、県は国や規制委員会に申し入れ、少しでも早くできるように要望すべきと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

汚染水の発生をできるだけ抑えるため、様々な対策が進められている。

現在、1日に約170m<sup>3</sup>が発生していると言われる状況であるが、今年度中には150m<sup>3</sup>程度までに減らす取組を進め、5年後には100m<sup>3</sup>程度に減らしたいとの考え方が示されており、それに沿って様々な対策が並行して進められている。

我々としてはその一つ一つの対策の進捗状況について廃炉安全監視協議会等を通して確認し、また現地の駐在職員もいることから、適時現場に足を運んで状況を確認していきたい。

古市三久委員

部長はそこまでしか答えられないと思うが、県民の安全・安心を考えれば一日も早くしなければならぬ。福島第一原子力発電所の問題は汚染水である。この問題をいかにストップし、炉内を乾燥させ、方法は分からないが炉の中の水冷状態をなくして廃炉を進めるよう様々な人が指摘している。そのような状態が一日も早く来るよう、本県の復興なのか、そういうところに寄与するかも含め、きちんとやっていかなければならぬ問題である。きちんと取り組むよう、また国にも申し入れるよう願う。

そこで、幾つか質問する。

政経東北の4月号から小説家の春橋哲史氏が連載しているが、原子力規制委員会の小委員会を17回傍聴している。そこで様々な指摘をしているが、汚染水の問題点は放射性廃棄物であり、海洋放出することが世界から見られている、各災害で市場構造が変化していると述べている。観光客を2010年と比較すると相双は45%減少、いわきは25%減少、農林水産関係の産出額は、2012年から17年までで17%減少しており、実害がある。水俣病は60年経過しているが、水俣の魚は地元しか流通していない。汚染水を流すことにより、本県の農林水産物を含めた問題が長期間にわたって不安定な状態に追い込まれていくことになる。復興を考えればやはり汚染水は海洋放出せずに長期保管等にすべきと思う。さらに固体廃棄物の問題もある。福島第一原子力発電所に固体廃棄物はどのくらいあるのか。

原子力安全対策課長

放射性固体廃棄物については、福島第一原子力発電所に運転時から10万m<sup>3</sup>台あったと記憶している。

今後廃炉に伴い、事故による瓦礫の撤去や汚染した土壌の撤去、伐採した樹木等を含めていくと、今後10年間の見込み

としては50～70万㎡程度を処理していかなければならないとの東京電力の計画も出ている。今後さらに建物の撤去等も進むことになるため、それらの廃棄物については敷地外へ影響が及ばないよう適正に保管してもらうことが必要であり、我々としてもそれらの発生量や敷地外への影響等を確認していきたい。

古市三久委員

3・11以降の瓦礫、伐採木、使用済みの服で約47万㎡あるとのこと、これが屋外保管になっている。屋外保管は正しいのか。

原子力安全対策課長

事故後の対応で発生した防護服等については、現在焼却炉等で一部焼却が進められているが全量処理までには至っておらず、屋外にコンテナ等に入れられた状態で管理されている。

事故後、新たに固体廃棄物等の保管庫の増設と、現在増設の焼却炉の建設も進められており、今後屋外保管を解消していくとのことで廃棄物の処理計画が定められている。

古市三久委員

私は、固体廃棄物を屋外に保管していることがよいのかどうかを聞いている。これまでの答弁では屋内に保管されていたのではないのか。屋内保管すべき問題だと思うが、そうではないのか。

原子力安全対策課長

原発事故以降、それらの固体廃棄物の保管庫が利用できず、タイベック等の防護服についてはコンテナに入れた上で屋外に保管されている。ただ、中には表面の線量が高いもの等もあるため、そういったものは一部建屋の中や仮設テントを建て、雨風などをよける形で保管されている。

いずれにしても、コンテナに入っているとはいえ放射性廃棄物が一部屋外にある状況は本来の通常運転の原発においては適正ではないと思うため、早く解消するように我々もしっかり進捗を見ていきたい。

古市三久委員

福島第一原子力発電所での9年間の火災件数を把握しているか。

原子力安全対策課長

消火が必要な火災は電気系統で数件あったと記憶しているが、申し訳ないが具体的な数字は把握していない。

古市三久委員

春橋氏の記事によれば9年間で37件である。固体廃棄物は屋内に保管しなければならないが屋外に保管している。火災になれば燃えて大気中に放射性物質が拡散される危険性があるのではないかと指摘している。やはり東京電力に固体廃棄物の保管庫を早急に造り、きちんと管理するよう申し入れるべきではないか。

原子力安全対策課長

放射性廃棄物のうち屋外に保管されていて火災等の可能性があるものが、伐採木や瓦礫等を積み上げている場所である。その解消のために東京電力では固体廃棄物の処理計画、その中において、先ほども説明したが、焼却設備や減容化設備、固体廃棄物の貯蔵庫を増設する計画で現在進行中であるため、計画が着実に進むようしっかり監視していきたい。

古市三久委員

東京電力が屋外保管をいつまでに解消するのか分かるか。

原子力安全対策課長

当面10年間の計画があり、10年後までの発生量と処理の見込みがあるが、具体的な年次についてはすぐには思い出せない。

古市三久委員

東京電力は屋外保管を2028年までに解消するとしている。2028年まであと8年もある。8年間このような状態でよいのか。このようなことでは県民の安全・安心は守れないため、県として東京電力や国に対し何とか早めるよう申し入れるべ

きと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

福島第一原子力発電所の固体廃棄物の処理については、現在新たな仮設焼却施設、保管庫の整備の計画に沿って作業が進められてると理解している。

我々としてはその内容について、廃炉安全監視協会等を含めしっかりと監視していく。

古市三久委員

減容化が進んでるのは防護服で、焼却しているためであるが、それ以外はたまる一方である。この廃棄物貯蔵庫や焼却施設の完成時期等について東京電力から具体的な案を聞いているか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の固体廃棄物の処理については、先ほど答弁したとおり今後10年間の処理計画のほか、敷地内に新たな施設を造るとのことで、安全協定に基づく事前了解手続の対象であり、既に事前了解を出している対象物である。

現在増設の焼却炉と固体廃棄物の保管庫等の建設が進んでおり、全体的な計画は県も承知している。

古市三久委員

建設されていることは分かっていると思うが、いつ頃までに何が完成し、何をどこに保管するかとの計画は把握しているか。

原子力安全対策課長

計画については県に提出されており、スケジュールも計画の中に示されているが、計画及び事前了解の書類が手元にないため、追って報告したい。

古市三久委員

分かれば後ほど示してほしい。

問題なのは、固体廃棄物の最終的な発生容量が分からないことである。現在、液体廃棄物である汚染水が10年経過しても迷走している状況であるため、固体廃棄物についてもいつ頃までどのように管理するかをきちんと県が把握し、不十分な場合は意見を言わなければならない。きちんと対応するよう願う。

次に問題なのは、東京電力のサイトに毎日仕事で入る労働者、また死傷者の数である。サイトへの入域者のうち県民の数を把握しているか。

原子力安全対策課長

現在、1日におおむね3,000～4,000人が入構しており、県民についてはそのうちの6～7割と聞いている。

古市三久委員

約3,000人のうちの6、7割が県民で、入構して仕事をしている。そうでなければ廃炉は進まず、非常に劣悪な状況で働いている人もいる。オーバーオールの一部を切って扇風機をつけ問題になっているようだが、暑さなど労働条件が厳しい中で働かざるを得ない状況だと思う。みんな大変な状況で働いており、働いている人の90%は協力企業である。いわゆる一次下請にさらにその下請けが続く。協力企業の労働者は被曝線量も非常に高い。東京電力社員は2011年の3,400人が12年度からは1,700人になり、19年度は1,900人弱である。その意味で東京電力の人材、機材、予算が減らされているのではないかと心配している。19年の労災隠し、虚偽報告、ホールボディカウンターの替え玉などが発覚している。東京電力公表のそれらの人数は非常に小さく見積もっているため、実際はもっと多数がそのような問題を抱えて仕事をしているのではないかとされている。

この問題があって、例えば3・11に4人くらい亡くなっており、東京電力の2人は敬称をつけて氏名を発表したが、協力企業の方は亡くなったことだけで発表は全くないという差別のような問題も発生していると指摘されている。

やはりこれを改善していく必要がある。多くの県民が働いているのだから、県は積極的に関わっていくべきだと思うが、その辺については廃炉安全監視協議会でどのようになっているか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所で働く人の安全対策については、廃炉安全監視協議会の中に労働者安全衛生対策部会を設けており、年に3回程度の会合や現地調査を継続して行っている。

その中で被曝の報告や労働災害の報告、改善点に対する様々な報告も受けている。部会の中で労働安全や放射線防護の専門家の意見等も踏まえ、東京電力にはしっかりと労働者の管理を行うよう求めている。

古市三久委員

先ほどのオーバーオールを切って問題になったことについて、どのような処理をしたか聞いているか。

原子力安全対策課長

タイベックスーツに外気を取り入れるような熱中症対策のためのジャケットを羽織るために、自分でタイベックスーツの一部に開口部を開けたとの事案である。

これについては、9月末に福島第一原子力発電所の作業をほぼ止めて放射線防護や不適切な事案についても教育を行ったと報告を受けている。

古市三久委員

被曝線量を少なくするとの意味で穴を空けてはだめだと思うが、実際は中に扇風機が入っており、そういうものをつけないと仕事ができないところなのだと思うため、それらも含めて労働条件、労働環境を改善することを廃炉安全監視協議会等で議論し、東京電力に申し入れる必要があるのではないか。ぜひ検討願う。

また、東京電力以外の労働者については、被曝線量は管理しているものの将来病気になった場合が非常に不安であるため、労働者の安心・安全を確保する対策や、労働者が生きている限り健康診断等をきちんと実施するような仕組みをつくる必要がある。賃金も非常に劣悪である。原子力発電所が正常に運転していた頃から下請企業の問題があり、その上に原子力発電所の稼働が成り立ってきたわけである。今回廃炉作業の中でもそのように続けられており、その中に本県の人が何千人という。

そのため、労働者を本当に救済する、健康を守り賃金を安定的なものにすることが必要である。どのセクションでやるのかは分からないが、廃炉安全監視協議会等で議論し東京電力に申し入れてもらいたい。どのように考えるか。

原子力安全対策課長

県の廃炉安全監視協議会については労働安全部会という専門の部会で確認していると説明したが、今年度も6月に開催し昨年度の実績等について確認している。

その中で専門委員から様々な意見を心得ており、指導事項や改善事項について8月の時点で文書により東京電力に通知している。

なお、労働安全部会には福島労働局等も構成メンバーとして入っており、連携しながら労働者の作業環境の改善、被曝の低減に取り組んでいる。

古市三久委員

今のやり方ではなかなかうまくいかないと思う。以前、本会議でも質問したが、廃炉する会社を国営化し、そこで働く人を公務員的にすればそのような問題は発生しない。東京電力に廃炉カンパニーがあるが、東京電力は民間企業であるとはいえ、国が1兆円の株を持っているため半分は国営企業だと言ってもよいくらいである。当面この廃炉カンパニーだけでも公社化や国営化など国営企業にして、社員を全部公務員的な社員にして廃炉を進めていくことも一つの方法だと思う。県はそのようなこともぜひ国に要望すべきと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

廃炉企業の国有化もしくは国営化については、国、東京電力において検討すべきことで、県としては答える立場にないと考える。

古市三久委員

県としては答えられないかもしれないが、そのぐらいの気持ちで県民や働く人の安全を守っていくことを表明してほしい。そうでなければ労働者が非常に気の毒である。廃炉のために毎日非常に大変な状況で働いていることについて、しっかりと認識し取り組むよう願う。

さらに幾つか質問する。

水処理の問題について、先ほど2次廃棄物の話があった。ALPSで水をきれいにするとフィルターなどの様々な問題が出てくる。非常に高濃度なものが大量にたまっている。汚染水の問題に目がいくが、裏にも問題がある。これについて県はどのように認識しているか。これもいずれ処分しなければならない問題である。

原子力安全対策課長

委員指摘の水処理の2次廃棄物と呼ばれるものについて、現在ALPSなどを稼働した際に発生しているものとして発電所構内に保管されている。倉庫保管の方法についても、フィルターや吸着剤のままでは安定的な面でリスクがあるため、今後廃棄するような安定した形に変えていくとのことで東京電力で検討が進められている。中長期ロードマップにも今後第3期の中で最終的な2次廃棄物の廃棄体についても具体化していくとなっているため、その間しっかりと管理ができるように我々も確認していく。

古市三久委員

これ以上は言わないが、これは汚染水に隠された非常に放射能が高い廃棄物である。今後これをどうしていくかは非常に悩ましい問題だと思う。

そのため、東京電力にはどのぐらいの放射性廃棄物があるかをきちんと情報開示してもらい、どうするのかについてしっかりと取り組むよう願う。

それから、汚染水の扱いについて、先ほど吉田委員からもあったが、長期保管することが非常に必要なことで、東京電力の南側に土地を確保し、そこに造ればよいのではないとも言われている。報告書には土地を確保するのは困難だと書いてあるが、海洋放出することは県が非常に批判されるだけではない。風評被害でなく実害になる。風評被害対策のことだけを言っていると、地元対策として金での解決も含めて検討されると思うが、本当にそれでよいのか。県も慎重な対応などと言っているが、やはり海洋放出は駄目だと明確に言うべきである。これについては答弁を聞いてもそうはならないと思うため、ぜひそのようになるよう強く申し入れる。

もう一つは、日本原子力学会の福島第一原子力発電所廃炉検討委員会が出した廃炉までに何年かかるかのシナリオが1～4案まであり、100年以上数百年、100数十年から数百年、数百年とのことである。中長期ロードマップでは約40年で廃炉が完了するとあるが、福島第一原子力発電所廃炉検討委員会では4つの案を出し、そんなに簡単には終わらず最短でも100数十年かかるとしている。これについて県は本当に中長期ロードマップどおりに廃炉が完了するとの認識か。

それとももっと違ったことになるため、県民に情報開示して知らせたくないとのことなのか。どのように考えているか。

原子力安全対策課長

国の中長期ロードマップについては、現在使用済燃料プールからの燃料取り出し期間で第2期、今後デブリの取り出しが始まると第3期となる。全体としては30～40年と言われているため、今後20～30年はデブリの取り出しと、放射性物質の安定的な保管になると考えている。

県としては中長期ロードマップに基づいた廃炉が着実かつ安全に進むことを国、東京電力に求めるとともに、県民の安全確保のためしっかりと監視をしていきたい。

古市三久委員

この中に地元とよく議論してきちんと行うようにとある。県は地元としてどのようにこの問題を受け止め、県民に、特に双葉郡の県民にどのように情報発信していくかが問われるため、廃炉安全監視協議会等で議論すべきである。例えば汚染水の問題にしても迷走という言葉が適切かどうかは別にしてもうまくいっていない。

廃炉の問題についても約40年でできると言っていたものが10年後には100年かかるなどとなっては問題である。そのた



め早い時期に本当はどうかを県民に知らせなければならないと思う。その意味で、県もそういうところで議論し、きちんと情報を発信するよう願うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

廃炉に向けて述べると、先ほど話のあった中長期ロードマップに沿って作業を進めていくことになっている。今回学会で廃炉までにさらに時間がかかるのではないかと報告書が出されたが、我々もその報告については承知しており、今後長期的に廃炉が本当にどうなっていくのかについては、様々な情報を収集しながら考えていきたい。

古市三久委員

ここでどうするとの答弁はできないと思うため、県民に廃炉についての指針を示すなど、今後の進め方について正しい情報を適時適切に出すよう願う。

次に、前回の質問で炭素14の問題があったが、炭素14がどのくらいあるかの測定は全て終わっているのか。

原子力安全対策課長

ALPSで処理した水の中に炭素14というベータ線を放出する放射性物質が含まれているとの問題であるが、炭素14が含まれていることが分かったのがここ数年であり、炭素14がどのくらい含まれているかの測定も、これまでにタンク7～8基の単位のタンク群として80タンク群の分析が終わっている。

その中で告示濃度比としては最大値のものが0.11程度、ベクレルでは200数十Bqである。東京電力から処理水の告示濃度比に対して、炭素14についても考慮していくと報告を受けている。

古市三久委員

告示濃度比が0.1ということは非常に多いのではないのか。そのため非常に大きな影響があるというか、この全体の中で影響力が大きいのではないのか。

原子力安全対策課長

炭素14については、もともとALPSを設計したときに除去対象には含まれていない核種であった。ALPSについてはトリチウム以外の主要な62核種を除去する性能を持っているため、現在行っている2次処理の試験の中で炭素14についてもどの程度変化があるかのデータを取ると聞いており、今後炭素14以外の例えばセシウムやストロンチウム、ヨウ素等の除去を確実にを行うことで、全体としては告示濃度比1を十分満たすようなALPS処理を行うとの報告を受けている。

古市三久委員

先日の委員会で、サブドレーンや地下水バイパスの問題で液体廃棄物の実効線量0.22との話をしたが、県も0.22との理解は間違いないとの認識か。

原子力安全対策課長

0.22との数字については、現在海に放出されている地下水バイパス、サブドレーンを処理した水による周辺敷地への影響、年間1mSv以下にするとの目標の中で液体廃棄物の放水に伴うものが0.22に相当するということである。

今回のALPS処理水については、国の小委員会では海洋放出する中で十分に告示濃度比1を下回るように処理をするとなっているため、現在の0.22を処理水に当てはめることではないと考えている。

古市三久委員

そこまでは聞いていないが、前回の委員会では今が答弁したようなことは答えられないと言っている。敷地境界1mSvの実効線量に対する数値に汚染水は含まれているのかどうかを質問した際、答えられないとの答弁だったが、今答弁した。それは規制委員会に聞いたのかを質問したときに、そのようなことは聞けないとの答弁であったが聞いたということか。

これについて後から調べたところ違っていた。放射性液体廃棄物等の地下水バイパス、サブドレーン処理水、堰内雨水の処理済水、構内散水は実効線量として0.29、0.22が0.29に変わっていた。そのような中で1mSv以下にはなっている。そのためこれは間違いで0.29である。

そのことを質問したのだが、汚染水も含めて1mSvになるとの理解でよいか。以前は規制委員会は明言していなかった

が、今回規制委員会は汚染水も含めて1mSv以内の敷地境界の中に汚染水も含めるとしたとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

0.22との数字については、液体廃棄物、現在では地下水バイパスとサブドレーンが主体になるが、この放出による影響を最大見積もった数字となっている。

この算定に当たっては、放射性物質の放出濃度から人間が被曝する経路として、例えば水で1日に2.70飲むとの計算を行ったときに人体への影響として最大0.22という数字を求めているものであり、ALPS処理水については今の時点でまだ処理方法は定まっていないが、海洋または大気等への放出の経路においても人間に対する被曝の計算を行うとのことで、敷地境界において年間1mSvを下回るような対策を講じる必要があるとの考え方である。

古市三久委員

県としてはまだ0.22との認識だという理解でよいか。敷地境界1mSv以下とすることになるということは、汚染水の線量も含めて1mSv以下にしたいのか、それともそうになっているのか、どちらなのか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水については、現在では年間1mSvは、全く放出していないためカウントはされていないが、年間1mSvで例えば液体であれば0.22であるとか、発電所内に置いてある瓦礫等の線源から来るもの、気体による放出、それらを全て合計しても年間で1mSvを下回るようにというのが規制庁の実施計画に定められている。

古市三久委員

実施計画に定められているのか。後ほど提出願う。

つまり、2016年3月30日の敷地境界線量はタンクに起因する直接線及びスカイシャイン線が0.21、タンク内外に起因する直接線及びスカイシャイン線が0.44、構内散水に起因する直接線及びスカイシャイン線が0.06、液体廃棄物が0.22、気体廃棄物の放出に起因する実効線量が0.03で0.96になっている。平成30年11月時点では、直接線及びスカイシャイン線が0.58、放射能液体廃棄物等が0.29、放射性気体廃棄物が0.03となっている。放射性液体廃棄物とは地下水バイパス、サブドレーン処理水、堰内雨水の処理済水、構内散水で0.9になっている。0.1残っており、この中に0.1があれば1mSv以下になる。先ほどの規制委員会の資料はそうになっているのか。

原子力安全対策課長

液体廃棄物の0.22というのが、委員が発言したほかの経路も含め年間で1mSvを下回るようになっており、それぞれの経路について東京電力が評価を行い、それを原子力規制委員会が認可している数字である。

ALPS処理水の先ほどの炭素14の0.11については、液体廃棄物の放出に当たっての告示濃度の限度に対する割合であり、液体廃棄物の濃度として法令等で定められた数字に対しての比の合計値となるため、液体放射性物質を放出するときの法令の基準としてこの被曝とは別に定められている。

古市三久委員

0.11はそこに直接は入らないとのことか。ここで議論しても仕方がないため後ほど資料を提出するよう願う。

鈴木智委員長

原子力安全対策課長に聞く。その資料は提出可能か。

原子力安全対策課長

提出は可能である。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいまの資料の提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、準備でき次第必要部数を提出願う。

(10月 2日(金) 出納局)

吉田英策委員

工事検査について、検査時間短縮に成果が現れてきているとのことだが、検査にも時間は必要ではないかと思う。成果とはどのようなことか。

工事検査課長

今年度から効率よく検査時間を短縮するため、発注者から事前に設計図書の提出を求め、検査のポイントを的確に把握した上で検査に望むことで書類検査時間の短縮を図っている。内容についてしっかりと事前に把握した上で検査に対応し、工事時間の短縮を図るものである。